

# ウォーターメイツスイムクラブ案内

## 練習日程について

- \* 別紙練習日程表に基づき4週制が原則です。祝祭日も練習はあります。但し、休館の都合により変更になる場合がありますので詳しくは、年間日程表をご覧ください。
- \* 短期教室開校中の午前中のコースは、時間を変更させていただく場合がございますのでご了承下さい。

## 休館について

年末年始休館等については年間日程表と掲示にてお知らせいたします。

## 受講料納入について

- \* 受講料は、ゆうちょ銀行・常陽銀行よる自動振替にて2ヶ月分を前納にて引き落としされます。引き落とし日は、4・5月分(4月2日) 6・7月分(6月2日) 8・9月分(8月2日) 10・11月分(10月2日) 12・1月分(12月2日) 2・3月分(2月2日)

## 休会・変更・退会される場合は20日までに届けが必要です。(特に大切な規約です。)

尚、20日が日曜日・休館期間中に当たる場合は休み明けを締切日とし、この期間の受付はお受けいたしません。

お電話、ファックス等の提出も一切お受け致しません。

## 休会について

休会は月単位にて連続3ヶ月まで休会できます。休会届けを提出されますと休会月の受講料は半額となります。

例) 4月を休会する場合 3月20日まで

## 変更について

現在、練習している曜日・時間を変更することができます。変更届と手数料520円を添えてご提出ください。

各クラスのより定員の都合上、変更をお待ちいただくことがあります。

例) 4月から変更する場合 3月20日まで

## 退会について

退会する場合は、退会届に押印の上、会員証・受講料引き落とし解約届けをご提出ください。

受講料引き落とし解約のため受講料引落金融機関のお届け印が必要となります。

- \* 出欠席にかかわらず所定の退会届を提出しない限り退会は認められません。

例) 4月末日をもって退会する場合 4月20日まで

## 上記による受講料差額について

休会・変更により生じた差額は、次回の受講料引き落としの際調整させていただきます。

前納頂いている受講料は、退会手続き時にご返金いたします。

## 水泳用品について

- \* 水着・タオルの指定はありませんので現在お持ちの物をご使用ください。
- \* 帽子は、練習初日の泳力チェックにて色指定いたします。2回目の練習より指定された色の帽子を着用してください。
- \* 持ち物には必ず名前をお書きください。

## プールに来たら

- \* 元気に挨拶しましょう。
- \* 靴は、下足袋を持参し、更衣室に持って行ってください。

## 練習まで

- \* 練習時間の10分前までには来て、着替え等を済ませ更衣室でお待ち下さい。
- \* ロッカーは空いているところをお使ください。

## 練習が終わったら

- \* 頭をよく乾かしてください。濡れていると乾くまで拭いていただきます。
- \* 忘れ物をしないようにして下さい。
- \* 帰る時も元気に挨拶をしましょう。

## 進級テストについて

毎月の第4週目の練習中に行い、お休みをすると翌月までテストは受けられません。

## 各イベントについて

イベントウイーク(1月上旬)・(5月上旬)

ご家族・お友達で楽しめるイベントを企画します。ぜひ、ご参加ください。

## その他

練習をお休みしないようにして下さい。遅れても練習に参加できます。

困ったことがあったら何でも相談して下さい。

ゲーム機器等貴重品はお持ちならないでください。

## 特記事項

自然災害による営業連絡は通信網の状況により、当クラブからご連絡することはご座いません。

ホームページ、SNS等でご案内いたしますので、各自ご確認ください。

当クラブの緊急避難場所は、高松公民館と致します。

## ※写真のHP等掲載について

掲載不可の方は受付までお申し出ください

# 規 約

## 第1条 (名称)

本クラブは、ウォーターメイツ スイムクラブという。

## 第2条 (位置)

本クラブの位置を、茨城県鹿嶋市国末2 6 5 7ー1に置く。

## 第3条 (目的)

本クラブは、専任コーチ制による一貫した水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とする。

## 第4条 (入会資格)

本クラブに入会できる者は、各コース別に定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同した者とする。

## 第5条 (指導日時)

会員は各コース毎に定められた曜日、時間に指導を受けることができる。

## 第6条 (休業日)

本クラブは定期休暇及び会場整備、その他やむを得ない事由が発生し場合に限り休業する事がある。  
ただし、本クラブ側の事由により休業する場合は、2週間前までにクラブ内に掲示する。

## 第7条 (指導内容)

本クラブは、各コースに応じた指導要綱及び細目を定める。  
指導要綱及び細目に基づく個別的、具体的指導方法は、主任コーチ及び各担当コーチが決定する。

## 第8条 (入会手続き)

入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、受講料と共に提出する。

## 第9条 (休会・変更・退会)

休会・変更しようとする者は別に定める休会・変更の各届用紙に必要事項を記入し、**前月20日までに事務室**を経由して主任コーチに届け出なければならない。

休会の期間は、1ヶ月以上3ヶ月以内とする。

退会しようとする者は別に定める退会届用紙に必要事項を記入し、**退会する月の20日までに事務室**を経由し主任コーチに届け出なければならない。

無届けによる退会は、いかなる理由であろうと一切許可できないとする。

## 第10条 (受講料)

受講料は別に定めるところに従い、コース別の会費を2ヶ月ごとに納入しなければならない。

受講料は偶数月2日までに、2ヶ月分を前納すること。

休会手続きをとった場合、休会期間中の受講料は半額とする。

受講料の納入は、指定金融機関による自動振替により引き落とす。

退会届が正式に提出されるまでは受講料納入の義務が生じる。

## 第11条 (受講料等の不返還)

一旦納入した受講料は理由の如何を問わず返還しない。

## 第12条 (受講料等の怠納)

会員が事前の承認手続きをとる場合のほか、正当な理由がなく受講料等の納入を怠ってはならない。

## 第13条 (会員のモラル)

会員は下記のことを厳守すること。

会場内ではコーチの指示に絶対従い、規則を守ること。

本クラブの秩序を守り、クラブの目的にそよう努力すること。

会員は全員が明朗、快活なスポーツマンとなるよう、楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとること。

## 第14条 (除籍)

本クラブの品位を傷つけ、社会的信用を失墜する行為があった時又、本クラブの規則に反した時クラブの決定に於いて資格を失い除籍とします。

## 第15条 (会場内の管理)

会員は会場内において、別に定める場内管理指導に従うこと。

(1) 会員が前項の管理指導に従わないためにおきた練習中の事故、盗難について本クラブは、損害賠償責任を一負わないものとする。

(2) 第1項以外の練習中の事故、盗難については、本クラブの会場管理に過失があったと認められた場合のみ、被害の事実確認の上、損償の責に任ずるものとする。

## 第16条 (傷害事故の責任)

会員が会場内で定められた練習時間中に身体上の障害を受けた時は、その会員がコーチの指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、本クラブは損害賠償の責に任ずる。

## 第17条 (発効)

本規約は1976年4月1日より発効する。



**水泳を楽しみながら強い子に！**

**ウォーターメイツスイム クラブかしま校**